

## 芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 芸術文化振興ビジョンの策定にあたり、芸術文化の担い手である県民一人ひとりや、企業、各種団体、行政などさまざまな主体による参画と協働のもと、芸術文化の振興と、芸術文化を活かした豊かな社会づくりに積極的に取り組むための方策等を検討するため、芸術文化振興ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の今後の芸術文化振興方策の検討に関すること。
- (2) 本県の今後の芸術文化を活かした豊かな社会づくりの方策の検討に関すること。
- (3) その他、芸術文化振興ビジョンの策定に必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる17名以内の委員で組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

### (小委員会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 座長は、小委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 座長の職務及び小委員会の会議については、第4条第4項及び前条を準用する。

(謝金)

第7条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画県民部芸術文化課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失効する。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事公室長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	役職
石川 憲幸	兵庫県議会議員、文化振興議員連盟事務局長
磯部 裕子	(株)ビー・プランニングコミュニケーションクリエイター、創作書道作家（公募委員）
奥村 和恵	多可町文化会館ベルディホール顧問
蔭山 慎吾	兵庫県中学校長会会長、神戸市立鈴蘭台中学校長
加藤 隆久	神戸芸術文化会議議長
木田 薫	特定非営利活動法人ソーシャルデザインセンター淡路理事長
木村 光利	公益財団法人兵庫県芸術文化協会理事長
久保 千賀子	但馬食育研究会「スコラ」代表
佐藤 友美子	追手門学院大学地域文化創造機構特別教授
下村 俊子	(株)神戸風月堂代表取締役会長
玉田 恵美	特定非営利活動法人姫路コンベンションサポート理事長
新野 幸次郎	神戸大学名誉教授
服部 孝司	(株)神戸新聞社常務取締役
藤原 俊輔	兵庫県地域文化団体協議会会長
菘 豊	県立美術館長
森村 暁子	関西舞台芸術研究所代表、舞台芸術プロデューサー
米川 綾子	特定非営利活動法人兵庫県子ども文化振興協会代表理事



## 芸術文化振興ビジョン検討委員会の会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱第 10 条に基づき、芸術文化振興ビジョン検討委員会が行う会議（以下「会議」という。）の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
  - (1) 情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第 6 号)第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記 2 で公開しない会議については、公表しないことができる。  
公表の方法は、会議録及び会議資料を兵庫県のホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめホームページへの掲載等により、県民への周知を図る。

## 「芸術文化振興ビジョン検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 芸術文化振興ビジョン検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、検討委員会開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式1）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員（5名）を超えた場合は、抽選により決定する。なお、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合は、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局職員の指示に従い、会議の開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

### 2 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式2）の交付を受け、これを携帯しなければならない。

### 3 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

### 4 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴者は、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、検討委員会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により検討委員会の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式3）を検討委員会に提出しなければならない。

### 5 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記1の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。また、4の規定にかかわらず、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等を行うことができる。
- (2) 上記2から3までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴又は撮影、録音等を行う場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

### 6 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2から4の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

### 7 会議の非公開の決定

「芸術文化振興ビジョン検討委員会の会議の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。

(様式1)

## 傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日開催  
芸術文化振興ビジョン検討委員会

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

(様式2)

<h1>傍 聴 証</h1> <h2>芸術文化振興ビジョン検討委員会</h2> 平成      年      月      日
---

< 傍聴にあたっての留意事項 >

傍聴者は、次の事項を遵守いただくとともに、委員長及び事務局の指示に従い、会議の円滑な運営にご協力ください。

(次の事項を遵守できない場合は、退室いただく場合があります。)

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 携帯電話等を使用しないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、又は録音をしないこと。  
(事前に委員会の許可を受けた場合は除く。)
- (5) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

兵庫県企画県民部芸術文化課



(様式3)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成      年      月      日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p>芸術文化振興ビジョン検討委員会</p> <p>委員長 様</p> <p>申込者</p> <hr/>	

## 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)

### 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等([独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律\(平成13年法律第140号\)第2条第1項](#))に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人([地方独立行政法人法\(平成15年法律第118号\)第2条第1項](#))に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第245条第1号](#)への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができない情報
- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員([国家公務員法\(昭和22年法律第120号\)第2条第1項](#))に規定する国家公務員及び[地方公務員法\(昭和25年法律第261号\)第2条](#)に規定する地方公務員をいう。)(以下「警察官等」という。)の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則(実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則)で定めるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ